## 鳥取県告示第687号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地		居宅サービス事業を 行っていた事業所の 所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
鳥取市	鳥取市尚徳町	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	訪問看護、訪問	平成20年4月
鳥取市長	116			リハビリテーシ	1 目
竹内 功				ョン、居宅療養	
				管理指導	